

## 厚生省「第 20 回 チーム医療推進会議」 薬剤師等の業務範囲拡大について了承

2013/10/29

チーム医療推進会議（座長：永井良三・自治医科大学学長）は 10 月 29 日、多職種協働によるチーム医療を推進するための方策について議論を行った。

まず事務局は、チーム医療推進方策検討ワーキンググループ（座長：山口徹・虎の門病院顧問）で取りまとめた薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師の業務範囲拡大に関する検討案を報告した。



薬剤師法第 22 条において、薬剤師の調剤業務は原則として薬局での実施に限ると規定され、例外として処方せんの確認業務や疑義照会のみ患者で行うことが認められている。しかし、現行制度では在宅医療の現場で薬剤師が十分に役割を果たすことができないため、法改正も含めた見直しが進められていた。

薬剤師の業務範囲に関する提案は、大きく①患者における調剤業務の見直し、②薬剤の使用法に係る実技指導——の 2 項目。①については、患者で残薬を確認した場合に疑義照会した上で調剤量を変更できるようにすることに加え、緊急時において患者で調剤業務を行うことを「薬剤師法上の取り扱いとして許容する」とした。また②については、外用薬の貼り付け方法など診療の補助に該当しない行為の範囲を定めた上で、薬剤師が服薬指導の一環として実施できるようにする他、診療の補助に該当する実技指導の実施についてその是非を含めて法改正も視野に検討するとした。

加えて、診療放射線技師においては「下部消化管検査や画像誘導放射線治療に際して肛門からカテーテルを挿入すること」などを、臨床検査技師においては「微生物学的検査等と検体採取を一貫して行うこと」などを認める方向で見直すことを提案した。

これらの案に対し、委員からは特に異論なく了承された。また、各医療関連職種団体から業務範囲拡大が要望されていたものの、チーム医療と関連が薄いことや検証が必要などの理由から今回の見直しが見送られた案件に関しては、今後追って取り上げるか、別途検討の場を設けるなどして対応することが事務局から説明された。

法改正に係る議題については、今後、社会保障審議会・医療部会へ報告を行う。

次回の会合は未定。